

2021年10月18日

教職員の「正規の勤務時間外在校時間」該当者に、回復措置・代替措置を求める請願

住所

請願人 行政を考える住民の会
事務局 宮崎邦彦

1 請願の経過と趣旨

- 1 「無給残業」62歳教員の訴え（資料1）報道。
- 2 教員の労働「改善望む」さいたま地裁（資料2）報道
判決、「労働時間が労基法の規制を超えている」と指摘。と報道にある。
- 3 教員勤務改善 「重く受け止める」地裁の付言受け 萩生田氏（資料3）
文部科学相「司法からも改善を求められていることを重く受け取る」
さいたま地裁判決、「教育現場の勤務環境の改善が図られることを切に望む」
と求めていた。とある。
- 4 在校時間（時間外在校時間）名古屋南高校（資料4の1）小坂井高校（資料4の2）、岩津高校（資料4の3）の実態である。80時間以上、南12か所、小坂井5か所、注 岩津9月2か所
勤務時間外在校時間（資料4の1, 2, 3）にあるような、実態に対する、対応、対策が求められる。

2 請願事項

- 1 少なくとも、教職員の、各人の勤務時間外在校時間に対して、回復措置・代替措置を、設定して与えること。（年次有給休暇とは、全く別物である。）
注 勤務時間外在校時間に対して、職専免等で、回復措置・代替措置を与えること。
- 2 回復措置・代替措置を設定した、書面 の整備作成を行うこと。
（勤務時間外在校時間に対する、回復措置・代替措置の書面、簿冊、等が整備されていない場合は、新たに作成させること。）

添付資料

- 資料1 2021年9月29日 朝日新聞
資料2 2021年10月2日 朝日新聞
資料3 2021年10月5日 朝日新聞
資料4 名古屋南高校（2021年10月8日受領）、小坂井高校（10月11日受領）、岩津高校（10月14日 情報提供で受領）
口頭意見陳述希望

